

子どもを犯罪の被害から守る条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十六号

子どもを犯罪の被害から守る条例の一部を改正する条例

子どもを犯罪の被害から守る条例（平成十七年七月奈良県条例第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十三条」に、「第十五条」を「第十四条」に改める。

第二条第四号を削る。

第十三条を削る。

第十四条第一項中「第十一条又は第十二条」を「前二条」に改め、同条第二項を削り、同条を第十三条とする。

第十五条第一項中「又は第十三条」を削り、同条第二項を削り、同条を第十四条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年七月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。